



JASDAQ

平成 27 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 暁 飯 島 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荻 津 仁 彦
(J A S D A Q ・ コード 1997)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 藤 沼 一 男
電 話 0 2 9 (2 4 4) 5 1 1 1

内部統制システムの基本方針の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 31 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改正することを決議致しましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせ致します。

なお、改正箇所は下線で示しております。

記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の経営理念に基づく「行動憲章」を制定し、全役職員が社会的良識をもった行動を実践していくための規範とし、企業倫理の遵守の徹底を図っております。
 - ・ コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会は、社長を委員長とした常務会メンバーで構成し、事業活動に関わる法令・定款及び企業倫理の遵守に努めております。
 - ・ 内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役会に報告しております。
 - ・ 社内外に設置されているコンプライアンスに係る相談・通報窓口を適切に運用し、法令・定款、企業倫理に逸脱した行為の未然防止、早期発見及び是正を図る体制を整えております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会、取締役会、常務会、経営会議の議事録、稟議書、取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令・社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しております。
 - ・ 各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。
 - ・ 取締役、監査役は、業務上必要のある場合には、常時これらの情報を閲覧できる仕組みとしております。
 - ・ 情報の保存及び管理にあたっては、主管部門が情報セキュリティ管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「リスク管理規程」を制定し、当社におけるリスク管理に関する基本事項を定めております。また、管理管掌取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、全社的リスクの管理体制の強化を図っております。リスク管理委員長は定期的にリスク管理の進捗状況を確認するとともに、常務会、経営会議に報告しております。
 - ・ 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し各部門のリスク管理状況の監査を実施し、リスク管理上の問題点はリスク管理委員会に報告され、必要な改善策を実施することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催する他、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ・常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項その他取締役会から委嘱を受けた事項を審議・決議する体制を整えております。
- ・部長・支店長以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の課題の審議及びその状況等の報告を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、必要に応じて内部監査室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役から指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役及び所属上長からの指揮命令は受けないものとします。
- ・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、職務の執行状況に関する報告を受けております。
- ・取締役及び使用人は、会社の経営に重大な悪影響を及ぼすことまたはその恐れのあることを発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

(7) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・「内部通報規程」において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定めております。また、その旨を役職員に周知徹底しております。

(8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めることができる体制を整えております。
- ・監査役は、監査の実効性を高めるために、内部監査室、会計監査人及び経理部門と綿密な連携を図っております。また、代表取締役と定期的に意見交換を行っておりますが、必要に応じて業務改善等の提言を行うものとします。

(9) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役が職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行います。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築しております。内部統制評価チームによる内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備及び重要な欠陥があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役に報告する体制を整えております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・ 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切遮断することを基本方針としております。

・ 整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動憲章に明記するとともに、全社員への周知徹底に努めております。また、総務部を統括部門として、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の外部専門機関等と連携し、折にふれ指導を受けるとともに、不当要求等が発生した場合への対応を図る体制を整えております。

以 上